

## 消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会運用要綱

### 1 目的

消防団は、「自らの地域は自らで守る」の精神に基づき、消火・防災活動はもとより平常時の啓発活動などの幅広い分野で活動し、地域住民の生命・身体・財産を守り、地域防災の要として重要な役割を果たしている。

しかしながら、消防団は、消防団員数の減少、消防団員のサラリーマン化や中高年齢化など、様々な課題に直面している。特に、消防団員は7割が被雇用者（サラリーマン）であり、今後、消防団員を確保するためには、事業所と連携を深め、各事業所との協力体制を構築することが不可欠である。

そこで、消防団と事業所の協力方策を検討し、連携の具体的方策を提言することにより、消防団の充実強化ひいては地域防災体制の充実に寄与する。

### 2 所掌事務

「消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会」における提言を踏まえ、消防団と事業所の協力体制を整備するために必要な次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 現在の連携体制の強化
- (2) 現行制度の問題点と見直し
- (3) 広報策(消防団活動が社会貢献としての位置づけ、事業所へのPR)
- (4) その他、必要な事項

### 3 委員の委嘱等

- (1) 座長及び委員は、学識経験者並びに地方公共団体の消防関係者等の中から、消防庁長官が委嘱する。
- (2) 委嘱期間は、調査検討会の運営期間とする。

### 4 運営

- (1) 座長は、調査検討会の会務を総括する。
- (2) 座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて、学識経験者及び事業所関係者等を調査検討会へ招聘し、意見を聴取することができる。

### 5 庶務

調査検討会の庶務については、消防庁消防課において行う。

### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、調査検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成17年8月8日から施行する。